

学校と家庭の連携

【定義】学校とは一般に、一定の目的のもとで、特定の施設において、専門的な資格を持つ教職員により、意図的、計画的に組織的な学習をさせるための教育機関を意味する。日本の法制では、学校は学校教育法に基づく「公教育」の機関として位置づけられ、その教育は公私立の区別なく「公の性質(教育基本法第6条)」をもつものとされる。

他方、家庭は通常、「家族員が日常生活をおくる場所」あるいは「家族員の生活内容全体」を意味する。そして、そこでの子どもの社会化過程において、主として親子関係を中心になされる「意図的・無意図的な働きかけの総体」が家庭教育である。したがって、狭義には、「しつけ」を代表に、親などの年長者が子どもに対し意図的に行う教育的働きかけを意味する。広義には、家庭の生活様式や雰囲気、あるいは親や兄弟姉妹の行動様式や価値観を、子供が生活する中で自然に体得していく無意図的な形成作用も含める。

そして、学校教育の基調が「公事性」にあるのに対し、家庭教育は現代家族の特性である「私事性」を基調に行われる。

また連携とは、その字義によれば「ともに手を携えて物事を行うこと」とされる。

したがって、学校と家庭の連携とは、いずれか一方の教育に、他方が一方的に協力することではない。学校での公的な教育と家庭での私的な教育という相互に異質で代替不可能な二つの教育が、子どものトータルな人間形成のために、共に活かし合い補完し合っていくことを意味すると考える。なお、学校教育法では、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園の9種類を学校とし、その他、専修学校や各種学校の規定が同法に含まれている。ただし、ここでは、家庭との連携の対象とし

ては義務教育段階の学校を中心に取り上げる。

【意義】家制度に基づく家父長的、儒教的な道徳規範の注入や教化を否定し、民主的な価値規範による子ども中心の教育を肯定する。これが、戦前の反省にたつて出発した戦後の家庭教育の基本である。民主的とは多様な価値規範を認めることであり、その社会での家庭教育は「私事」として、基本的に親やその家庭のあり方に任せられる。その結果、家庭教育の内容や方法は多様なものになる。他方、「公事」である学校教育は、国民に一定の教育水準を保障するために、組織運営から教育内容に至るまで、法令により定められた基準の下で行われる。その特徴を、新堀通也は、強制性、画一性、主知性とする。戦後の日本にあって、多様性を基調とする私的な家庭教育と法という明確な基準に基づく公的な学校教育という本来異質な二つの教育の関係は、基本的に学校教育の基準に家庭教育をいかに適合させるかという観点から結びつけられてきた。

学童期に入った家庭の多くの親の関心は、我が子の学校での成績であろう。他方、学校の関心は、すべて同じ児童・生徒として、いかに平等に教科・道徳・特別活動を実践するかにある。その意味で、家庭は個別的な我が子の成績、学校は平等な児童・生徒の教育と、子どもを巡って両者の立場は異なる。だが、学校の基準・評価に従って問題がたてられていることは共通である。学校はしつけ不足や学業の遅れの補完を家庭に要求できる。しかし、各家庭の教育方針の多様性に依りて学校の教育を変えることは、個々の学校や教師の努力の範囲を超えて法的に不可能である。

他方、学校の成績が子どもの将来の社会的・職業的地位に結びつくとすれば、家庭は民主的で子ども中心であればあるほど、成績にかかわること以外の家庭での生活を排除する。

だがそれは、基本的生活習慣をはじめ、一人の生活者として必要な技能やその前提となる経験を培う機会を失うことでもある。そして、高度経済成長とその後の社会の高度産業化と高学歴化とは、このような過程が国民全体の中に浸透することでもあった。さらにまた、学校と家庭の外で子どもを育ててきた地域社会が変質する過程でもあった。その結果として、本来、家庭や地域が担うべき教育課題が学校に課せられ、逆に学校が担うべき課題が家庭の課題となり、それを学習塾が代わって担う、という現代の教育状況があるといえる。

したがって、今日必要な学校と家庭の連携は、学校のためでも家庭のためでもなく、①子どもが一人の人間となる過程を、その生きる場である学校、家庭、地域のあり方において見直し、②そのことが新たな三者の教育的関係を創造する契機となることである。

【課題】学校と家庭の連携を必要とする背景の一つは家庭教育の学校教育への過剰適応にあった。したがって、連携の第一歩は、両者の異質性と代替不能性を個々の子どもの生活を通して相互に知り合うことにある。

公的な法に基づくが、家庭は個々に私的なもので、両者の力のバランスは圧倒的に学校の側にある。その意味で、相互に知り合うための連携は、学校が家庭に開くことから始まると考える。その方向は、学校から家庭と家庭から学校への二つで、前者は学校の教育課程や担任の教育方針あるいは個々の子どもの教室での学習や生活状況等をいかに家庭に知らせるかが課題となろう。後者は、教育課程や教育方針の中に保護者や地域の人達の意見を取り入れたり、家庭や地域での子どもの生活を知るための方法が課題となる。

具体的な連携様式は、①個々の教師と保護者の関係、②PTAを代表とする学校と保護者との組織的な関係が考えられる。①は、まさに個々の子どもの育成に共に関わる大人として、教師と父母がいかに相互に学び合うか

が課題。②は、様々な活動の場で教師と父母が知り合う縁を、学校と家庭あるいは家庭と家庭の間に、子どもを育むための新たな「コミュニケーションの網目づくり(ネットワークング)」、すなわち「地域づくり」へと、一人ひとりがいかに広げられるかが課題である。

【実践例】個々の教師と父母の連携の代表は学級担任との関係であろう。その際、重要なのは担任からの働きかけである。例えば学級通信の場合、一方的な学校からの連絡ではなく、①個別的な子どもの姿が表現された内容であるとともに、②父母の意見を求め、授業を含めて教育課程に家庭が参加できるツウエイの通信の工夫がほしい。特に、新設された生活科の成否は日常的な教師と父母のコミュニケーションにかかっている。

また、学校と父母全体との関係の代表はPTA活動だが、そこでも重要なのは人と人コミュニケーションの広がり。それは親子の間にもいえる。1985、86(昭和60、61)年度の静岡県PTA連絡協議会の実践記録に、浜松市立東部中学校が、仕事の見学・体験を通じ親子のコミュニケートを再構築し、社会性を育てるために取り組んだ活動が報告されている。

一年生は、「一日お父さん一日お母さん」と題して、親に代わり家事一切を体験。二年生は、父母の職場を訪問し親の働く姿を見学した後、感想文や手紙を書く。三年生は、地域の工場を見学し、職場の実際を学習。

いずれも、事前事後指導を含め、教師と父母が共同で子供達と取り組んだ実践である。

参考文献

- 1) 新堀通也『公的社会教育と生涯学習』全日本社会教育連合会、1986年
- 2) 角替弘志・山本恒夫編『学校をとりまく勢力』(講座学校学6)第一法規、1987年
- 3) 金井淑子編『家族』新曜社、1988年
- 4) 文部省『現代の家庭教育—小学校低・中学年期編、小学校高学年・中学校期編』1989年(馬居政幸)